

町民税・所得税の申告書の提出は

2月16日(火)から3月15日(月)まで

今年も申告の時期が近づいてきましたが、決算はお済みですか。

この申告は、平成21年中の所得を申告するもので、平成21年分所得税、平成22年度の町民税の課税基礎となりますので、必ず申告してください。

また、別表のとおり申告相談を地区別に実施します。申告期間中は、大変混雑しますので、地区別日程に従って早めに申告されますよう、ご協力をお願いします。

なお、「町民税申告書」は、前年の状況に基づき送付しています。次の内容をよくご覧いただき申告忘れのないようお願いいたします。



町民税と確定申告

前年1月1日から12月31日ま

での所得を報告する申告には、税務署への確定申告と、町への町民税申告があります。

税務署に提出する確定申告は、1年間の所得とそこから計算した所得税額を申告し、納める手続きをいいます。

また、実際に納める税額より納めすぎとなっている場合は、還付を受けることができます。これに対し、町民税申告は、所得税の申告が必要ない場合でも、前年の所得に対して翌年課税される町民税の計算を行うために必要な申告です。

町民税の申告が必要な方

必要な方

平成22年1月1日現在、横芝光町に住所があり、次の①から④に該当しない方は申告が必要となります。

①税務署に確定申告をした方、または確定申告をする方

②前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ※支払報告書が提出されていて、所得控除額に変更のない方

③前年中の所得が公的年金等のみで、支払者から町へ※支払報告書が提出されている方(ただし、扶養控除や生命保険料等の所得控除を受ける方を除く)

相談会場 文化会館 集会室

※記入済の申告書は、税務課と文化会館で受付します。町民サービスセンターでは受付できませんのでご注意ください。

受付時間 期間中の土日を除く毎日
午前9時～11時
午後1時～4時

持参するもの

- ・印鑑
- ・事業所得(営業・農業等)の方は、収支内訳明細書など収入・支出のわかる書類
- ・給与所得のある方や年金を受給されている方は源泉徴収票
- ・所得控除に必要な書類(医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの領収書または証明書)
- ※社会保険料のうち「国民年金等」は、社会保険事務所及び各年金基金発行の控除証明書添付が必要です。

申告をしなかったら…

※支払報告書：給与や年金等の支払者が前年中の支払金額等を、支払いを受けた方が居住する市町村に報告する書類

税の申告は、国民健康保険税や介護保険料の算定資料にもなります。

また、福祉・医療・教育資金などの給付や保育料などの判定基準にもなっています。申告期限までに申告しなかった場合、国民健康保険税や介護保険料が正しく算定されなかったり、各種申請、手続きに必要な所得証明書等が発行できなくなりますので、期限内に必ず申告しましょう。

